

【返戻事例】

○調整区分・・・『1: 当月処理による返戻』の事例

※備考欄に返戻理由が記載されます。

①『保険医療機関等からの返戻の申し出』

事前に、保険医療機関等から連合会に返戻の申し出があったものです。
必要に応じて、連合会へ再提出をお願いいたします。

②『重複請求では？(一枚で請求してください)』

同一患者に対し、本来一枚でレセプト写しを提出するところ、二枚提出した場合は、
再度一枚で作成し直し、連合会へ再提出をお願いいたします。
※事前に、連合会より内容確認している事例です。

③『75歳特例対象者では？(負担金再調)』

月の初日以外の日で75歳の誕生日となった場合、前期と後期で自己負担限度額が
按分計算されますが、75歳到達月前に、後期高齢者の障害認定を受けた者は、
自己負担限度額が、按分計算されません。
正しい金額で、患者様より徴収していただき、レセプト写しを再度作成し直し、
連合会へ再提出をお願いいたします。

④『他県保険者請求あり(窓口償還対応)』

他県の市町村国保及び後期高齢者医療制度加入者は、償還払いの取扱いとなります。
償還処理につきましては、各市町村(重度心身担当)へお問い合わせをお願いいたします。

○調整区分・・・『2: 市町村からの返戻』の事例

※同封される『重度心身障害者医療費非該当者等データ連絡票』の
「非該当者等の理由」を参照願います。

①『2. 重複提出のため「返戻」いたします。』

以前提出した患者のレセプト写しをもう一度提出してしまった場合です。

- ・同点数の場合・・・再提出の必要はありません。
- ・異点数の場合・・・前回提出と違う点数の場合は、調整依頼連絡票(総括表)で
処理を行います。

②『3. 給付資格なしのため「返戻」いたします。』

『イ. 資格喪失後(平成00年00月00日喪失)』

重心の受給資格者証の有効期限が切れている場合です。
レセプト写しの再提出の必要はありません。

③『4. その他の理由により「返戻」いたします。』

『ア. 受給者番号相違(正:1111111)』

重心の受給者番号が誤っている場合です。
正しい受給者番号で、レセプト写しを作成し直し、連合会へ再提出をお願いいたします。

※上記を含め、「非該当者等の理由」に対する問い合わせは、
各市町村(重度心身担当)へお願いいたします。

※問い合わせ先は、『重度心身障害者医療費非該当者等データ連絡票』の右下を参照してください。

平成	年	月	日	保険医療機関	様連絡簿
市町村名:				担当課(係):	
担当者名:				電話番号:	